

大家重夫編「明治三十二年・貴族院の著作権法審議―貴族院・著作権法・水野鍊太郎」
正誤表

● 四二二頁 一〇行目

誤 おたがいに邪魔し合い、無断なエネルギー を

←

正 おたがいに邪魔し合い、無駄なエネルギー とする

● 四三四頁 一〇行目

誤 版權（注3）は、この明治八年出版条例から「著者」に与えられた。 を

←

正 版權（注3）は、この明治八年出版条例第二条により、「版權を登録した者」（著者
であれ、出版者であれ、それを問わない）へ与えられた。 とする

● 四三五頁 三行目

誤 この明治八年出版条例は、「版權」と名付け、出版者でなく著作者の独占権とし、西
洋思想であるコピーライトの考えを取り入れたといえる。 を

←

正 この明治八年出版条例は、「版權」と名付け、出版者でなく著作者の独占権とし、西
洋思想であるコピーライトの考えをとり入れたといえる。 と削除する

● 広告 五一―一頁

誤 「敗戦の代償―神道指令・著作権・戦時加算」 を

←

正 「日本敗戦の代償―神道指令・著作権・戦時加算」 とする